

## さいたま都市計画事業島町西部土地区画整理事業

# まちづくりだより

== 自慢のふるさとづくりに向けて ==

発行 さいたま市島町西部土地区画整理組合 理事長 枝久保 達夫

住所 さいたま市見沼区島町 4 6 0 番地 1

連絡先 TEL 048(688)8850 FAX 048(681)5011

### 謹 賀 新 年

組合員の皆様におかれましては、日頃より本事業に対しご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

おかげをもちまして、令和 5 年度末までの事業進捗率は事業費ベース（令和 5 年度決算時）で約 65%、令和 6 年度補正予算も加えると約 70%に至るところです。特に都市計画道路の用地確保はかなり進捗いたしました。

残る事業についても、引き続き進めて参りますが、本年 3 月に私ども第 3 期役員（理事・監事）の任期が満了を迎えます。皆様方のこれまでのご支援に深く感謝申し上げます次第です。

次回総会にて第 4 期役員への改選となりますが、一日でも早い事業完了のため、新役員となられる皆様と共に一

致協力し、引き続き推進に務めます。

本年も皆様方のますますのご発展とご健勝を祈念し、引き続き本事業に対する倍旧のご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

なお、新年は 1 月 6 日から平常業務の開始とさせていただきます。

令和 7 年 元旦

さいたま市島町西部土地区画整理組合

理事長 枝久保 達夫

副理事長 山崎 清隆・山崎 一雄

理 事 高 敏幸・山崎 貞孝

山田 千代子

監 事 齋藤 利夫・山崎 良信

吉田 敏雄

### 第 4 回総会【令和 7 年 2 月 2 3 日（日曜日）】に開催予定

第 3 回総会において選出された現役員の任期が令和 7 年 3 月 1 5 日で満了を迎えます。

そのため、総会を開催し、組合員の中から新たな役員（理事 7 名・監事 3 名）を選出する必要がありますので、下記のとおり総会を開催いたします。

日時：令和 7 年 2 月 2 3 日（日曜日）

午前 10 時より

場所：さいたま市立島小学校 体育館

見沼区島町 5 3 3 番地 2

議案：役員選挙（選任）について

総会の成立には、組合員の半数以上の出席が必要です。多くの皆様のご参加をお待ちしております。

当日のご参加が難しい方は、【書面による議決権の行使】や【委任状】による方法もございます。

2 月上旬ごろにお送りする、総会開催通知に同封の各書面にて意思表示をお願いします。（同封の返信用封筒にて、郵便ポスト又は組合郵便受までご投函ください）

## 令和6年の主な活動及び令和7年の予定

### 【昨年の活動】令和6年

- 1月：まちづくりだより第21号発行  
第26回総代会（令和4年度決算、令和6年度予算等）
- 9月：配水管布設工事の発注・契約  
道路築造工事の発注・契約
- 11月：第27回総代会（令和5年度決算、令和6年度補正予算）

### 【今後の予定】令和7年

- 2月：第4回総会(役員選挙(選任))
- 3月：第28回総代会(令和7年度予算等)
- 7月：配水管布設工事の発注
- 8月：道路築造工事の発注
- 12月：総代の任期満了に伴う改選

## 民地建柱にご協力ください(再掲)

土地区画整理事業では、従来の道路の幅員や、新たな道路の築造等で、公共用地の整備・改善を行います。

そのため、整備過程では家屋や工作物等の移転・移設が生じます。

また、各家庭に電力や通信情報等を供給するための「電力柱や通信柱等（以下、電柱）」の新設・移設も必要になります。

その際には、さいたま市の開発許可基準にも定められているとおり、道路等ではなく、「民地内へ電柱を設置（以下、民地建柱）」します。

民地建柱は、道路の有効利用かつ安全な利用、及び街路の美観の確保等に繋がります。

皆様のご協力が得られず、新設・移設が進まない場合、道路築造や家屋移転にも影響が及ぶことから、事業の長期化の一因ともなります。

今後、電柱設置の際には、電力・通信事業者が、皆様の土地借用等のお願いに伺うことがあります。

その際は、民地建柱の趣旨をご理解いただき、設置へご協力をお願いいたします。

## 所有者や住所等に変更があったら届け出を

土地区画整理組合は、土地の所有者と借地権者の皆様が組合員となり、土地区画整理事業を進めています。

当組合においては、組合員の全員を対象とした総会を来る2月に開催する予定がございます。

そのためには、組合員の皆様の住所や氏名の状況を把握し、総会の資料や書面を送付する必要があります。

そのためにも組合が調査業務を進めているところではございますが、法務局に備えられている土地の登記内容を基準として調査いたしますので、最新の情報でないこともございます。

そのため、売買や相続・引越し等によって、土地の所有権や借地権の内容に変更が生じた場合は、組合まで各種届け出をご提出ください。

### ～事務局より～

旧年中は大変お世話になりました。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。引き続き、ご支援ご指導のほどお願い申し上げます。

事業に関するお問い合わせは、事務局（048-688-8850）まで。